

行政調査報告書

- 東京都庁
- 警察庁
- 東京消防庁 消防博物館

令和7年1月21日（火）～22日（水）

大阪維新の会大阪府議会議員団

◇視察の目的

○ 東京都庁

① 歌舞伎町における諸問題の対策

東京都では「きみまも@歌舞伎町」など、若者等の相談支援施設を歌舞伎町に設ける等の先進的な対策に取り組んでおり、大阪の「ぐり下」への対策に大変参考になると考え、今回、行政調査を行い知見を得ることとした。

② 山谷対策について

東京都では、昭和44年から3年ごとに、地元区や関係機関とともに「東京都山谷対策総合事業計画」を策定し、山谷地域特有の問題に対して、就労対策や福祉保健医療対策、地域環境改善対策などを実施。また、「城北労働・福祉センター」を設立し、山谷地域の日雇労働者の生活支援を実施、一定の効果を上げてきている。

一方で大阪では、先般、日雇労働者支援センターの建替え等に伴い、施設内にいる野宿者等への強制執行を行う等、対策に苦慮しており、東京都の対策が大変参考になると考え、今回、行政調査を行い知見を得ることとした。

③ 性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター事業について

性犯罪、性暴力ワンストップ支援事業について、大阪では、病院拠点型の支援団体、大阪SACHIKOを中心に取り組んでいるが、大阪SACHIKOの拠点病院の負担が大きくなり、新たな対策が必要となっている。

そこで、東京都が、民間支援団体（SARC東京）と協働で実施しているワンストップ支援センターの対策が大変参考になると考え、今回、行政調査を行い知見を得ることとした。

○ 警察庁

現在、治安対策上の脅威となっている令和6年8月以降に発生した一連の強盗事件や、特殊詐欺については、すべて「闇バイト」に起因すると言われている。

そこで、全国の警察行政の司令塔というべき、警察庁へ、一連の強盗事件やいわゆる「闇バイト」への対策について、今回、行政調査を行い知見を得ることとした。

○ 東京消防庁 消防博物館

消防の歴史、あゆみ等を座学や展示等を通して、消防への見識を深めるため、今回、行政調査を行うものとした。

◇視察期間

令和7年1月21日（火）～22日（水）

◇視察参加者

富田 武彦、岩木 均、金城 克典、和田 賢治

計4名（随行なし）

◇視察先

≪第1日目／1月21日（火）≫

○きもまも@歌舞伎町（東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザハイジア 15 階）

○東京都庁（東京都新宿区西新宿 2-8-1）

≪第2日目／1月22日（水）≫

○警察庁（衆議院第一議員会館にて：東京都千代田区永田町 2 丁目 2-1）

○東京消防庁 消防博物館（東京都新宿区四谷 3 丁目 10 番）

◇視察日程

○1月21日（火）【参加議員4名】

富田議員、金城議員、岩木議員、和田議員

9：06 新大阪駅発（のぞみ4号）

11：33 東京駅着

<昼食>

13：30 きもまも@歌舞伎町（東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康ハイジア）

「歌舞伎町における諸問題：座学&歌舞伎町界限視察」

14：45 都庁議事堂会議室へ移動

15：30 議事堂会議室にて座学

「山谷対策について」

「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター事業」

17：00 東京都庁出発

17：30 ホテル着

1月22日（水）

9：30 ホテル発

10：00 議員会館にて警察庁職員による座学研修

調査事項「闇バイト」対策

13：00 東京消防庁 消防博物館（東京都新宿区四谷 3 丁目 10 番）

座学研修及びガイダンスにより館内見学（計約 60 分）

14：00 東京消防庁 消防博物館発（ジャンボタクシー）

15：30 東京駅発（のぞみ45号）

18：00 新大阪駅着

◇視察の内容

1. 歌舞伎町における諸問題への対策

東京都庁説明

説明者：東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長 鉢窪 政樹

・都民安全部の部署の説明

警察と連携して、都民の安全を守る事業を知事部局で推進。

トップは警察庁からの出向者を充てている。

・若者向けの総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の実施状況 事業の趣旨

いわゆる「トー横」に集まってくる青少年は犯罪リスクを抱える方が多い。

そのような青少年、若者が気軽に相談しやすい常設の窓口を設け、的確なアドバイスを
行い、適切な支援につなげることで、犯罪被害防止に寄与するもの。

名称 きみまも@歌舞伎町→**きみ**を**まも**る名称由来

開設日令和6年5月31日（金）

場所 東京都健康ハジガ15階→歌舞伎町で相談施設の場所提供の理解を得ることに
難航。東京都の福祉局が使用していた施設で開設す
ることとなった。

相談体制 東京都が事業主体であるが、（社福）やまて福祉会に運営を委託
社会福祉士等の資格を有する相談員が対応。ソファに座ってくつろいで
いただき、そこから、若者から相談や悩み事を引き出す（聞き出す）

来所人数等 開設後、来所者は徐々に増加し、特に7月以降は、リピーターが増えた
ことにより大幅に増加
開設当初は、青少年（18歳未満）を対象としていたが、開設当時、
新宿歌舞伎町で悪質ホスト問題が社会問題化し、近隣の大久保公園で、
いわゆる「たちんぼ」が増える等のこともあり、青少年に加えて、若者も
対象に加えるべきとの要望を踏まえ、若者も対象に加えて開設。
その結果、18歳以上の割合が67%を占め、年齢別構成比では、20歳
から24歳までの年代が最も多くなった。

施設の課題 来所者には、スタッフと相談する際、軽食を提供しており、スタバ感覚で
利用する若者もおられる。一方で、リスクを抱える若者も気軽に来所し、
トイレ等でリストカットして、血で汚れたり、オーバードーズの影響で、
頻繁に嘔吐したり等があるが、東京都の施設ということで、施設管理者
にはご理解いただいているところ。

質疑応答

（岩木議員）

来られる方で、家でしている子どもが来た場合、警察と連携ということで、家に帰りに
なさいという助言をすると思うが、ここに来ると家に戻されるということで、来ない方

がいいということにならないのか。

(東京都)

青少年・若者の詳細な相談内容までは、都では把握しきれていない部分はあるが、彼らが、この施設は警察と連携することも知っているし、来ない方がいいということにはなっていないと思う。それは、今年の正月に家でとわかって警察に引き継いだ事例もあるし、まちで困っている子に、声をかけて連れてくることもある。

(岩木議員)

街中で、警察官以外の方が声をかけること自体、問題にならないのか。

(東京都)

問題にならないと考えている。我々が想定している声かけは、「来てみない」という声かけ。

(岩木議員)

リピータの人がこれだけ多いとここに来て、楽しいということがあるのか。

(東京都)

楽しいと思っている方、ここに来てゆっくり休めると思っている方もおられると思う。

(岩木議員)

たとえば、われわれのようにスーツを着ている人がいると相談しにくいかと思う。そのあたりはどのようになっているのか。

(東京都)

開設当初は、われわれ都の職員もこの施設には来ないようにしていた。受託業者であるやまて福祉会の職員が対応。

(岩木議員)

来所された方が心を開けるまで、どのような対応をしているのか。

(東京都)

最初は、見守っていたと聞いている。いきなり、どうしたのと尋ねるのではなく。

すこしずつ、会話を始めていったと。今は、リピーターの方は顔見知りになっているが。

(岩木議員)

開設当初だと思うが、ここに来てよくなったという事例は。

(東京都)

まだ、開設当初なので、よくなったという事例までは。。

(金城議員)

ここに来られる方はいろんな課題がある、そのあたりは、認識できると思う。

その若者や青少年が抱えている課題を解決できるかということ、どこまで、行政が関与できるかということもあるのではないかと思う。

(東京都)

そのようないろんな問題をかかえているこどもたちを、様々な機関と連携して、適切な支援につなげていっているところ。

（岩木議員）

このような問題をかかえている子どもたちを、施設に紹介をしたりといったこともあるのか。

（東京都）

18歳未満であれば、児童相談所との連携を行いますし、この地域で活動している民間支援団体がいくつかありまして、そことの連携を今、構築しようとしているところです。今、民間支援団体は、それぞれが、個々に活動しているが、ここに、行政が加わることによって、行政を接着剤として、民間支援団体が繋がっていただく支援の在り方もあるのかなあと。

（岩木議員）

ここは15時からとなっているが、朝からくる子どもたちはいないのか。

（東京都）

他のテナントとの関係もあって、ここは15時からとなっている。

（和田議員）

今、登録制になっているとのことだが、登録の仕方は、どのようになっているのか。東京都の事業となっているが、どれくらいの予算規模でおこなっているのかをお聞きしたい。

（東京都）

登録は本人確認書類を確認のうえ、登録申込カードを記載いただき、カードを本人に渡している。

交付している予算規模は2億ほど。

（岩木議員）

リピーターで、頻繁にくる子もおられるのか。

（東京都）

相談員さんとの信頼関係を築き、何回も来られる方もいる。

（岩木議員）

ここにこられる方は、何か問題を抱えてられる方が多いのか。

（東京都）

歌舞伎町自体がそういうまちであるため、詳細を把握しているわけではないが、そういう方が多いかと思う。

（富田議員）

ここにくるリピーターの方は良いと思うが、一度来所したきりで、ここに来ない人たちがどうなっているのかが問題と思う。一方で行政がこのような人たちを追跡するには、限界があるかなあとと思う。大阪の場合では、いわゆる「ぐり下」。環境整備をして、戎橋の高架下は暗いので明るくするといった対策を実施しているが、そこから、帰らない、または、虐待などがあって、帰れない人たちの居場所をどのように確保するのか。この点は、大阪でも「グリ下」ではうまくいっていないのが現状。

（岩木議員）

都道府県４７あって、このような相談施設があるのは、東京都だけか。

（富田議員）

民間の施設はあるが、行政ではなかったかと思う。

（東京都）

まさに議員がお話されたような課題は残るが、東京都では、来所された方を児童相談所で繋ぐケースもあり、一定は拾えているのかなと思っている。

（岩木議員、富田議員）

先ほどの課題を解決するために、今、国（子ども家庭庁）で、こどもシェルター設置事業を実施しようとしている。これらの取組みと東京都等の取組みで、今後、一定、効果が出てくれば良いのかなと思っている。

（歌舞伎町視察）

2. 山谷対策について

東京都庁説明

説明者：東京都福祉局生活福祉部事業調整担当課長 梅津 義和

・スクリーンにて山谷地域について説明。

（東京都台東区と荒川区にまたがった地域。駅で言うと、南千住駅。

この地域に、日雇い労働者が集まる地域がある。現在、山谷という地名はないが、山谷地域と呼んでいる。）

・山谷地域の歴史的背景

江戸時代：宿場町

上野周辺に被災者が集まってくるため、GHQ は被災者の援護を要請。山谷地域に、宿泊所を設けて、山谷旅館組合に委託したのが始まり。

昭和３０年代、高度経済成長期とともに、全国有数の寄せ場（日雇い労働市場）となり、この日雇い労働者の労働力なくして、首都東京の建設は成り立たなかったといわれている。昭和３８年に日雇い労働者の数がピークを迎える。その後、ドルショック、オイルショックの影響で、日本経済は低成長時代を迎える。昭和６０年代、バブル経済で、労働需要が急増する時期を迎えますが、バブル崩壊後は、労働需要が激変し、労働者の高齢化も進み、就労をはじめとする生活環境が厳しくなっており、現在をむかえているので現状である。

・山谷地域を取り巻く現状

山谷地域は、全国有数の日雇い労働市場が存在し、多くの日雇い労働者が仕事を求め集まり、簡易宿所等で生活する地域。

こうした歴史的背景から、現在においても、多くの簡易宿所等があり、日雇労働者のみならず、要保護者等も受け入れている。

日雇労働市場が縮小した現在、簡易宿所で生活する者は高齢化し、大半は生活保護を受給しており、日雇労働だけで生計を立てる者は、減少している、

日雇労働者の減少とともに、従来型の簡易宿所は、件数が徐々に少なくなっている。

一方で、近年は、浅草や東京スカイツリーなど、山谷地域周辺で観光施設の整備が進み、簡易宿所全体に占めるビジネス、観光客向けの割合は年々拡大してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少。

宿泊者の動向が見通せない中、最近では、老朽化した簡易宿所が、マンションに建替えられる例も増えており、子育て世代等、まちの様相が変容し、新たな住民も転入してきている。

・日雇い労働市場の現状

山谷地域は、日雇い労働者の減少や高齢化等と相まって、日雇労働供給力が低下している。

・簡易宿所宿泊者の状況

令和3年度の「簡易宿泊者生活実態調査」の結果では、昭和38年をピークに年々減少している。

簡易宿所の宿泊者は、日雇労働で生計をたてるものが減少し、多くは生活保護受給者となっており、高齢化が進み、孤立化の状況が見られる。また、健康不安を抱える者が一定数いる。

具体的には、日雇労働者の割合は、平成27年度は、4.9%、令和3年度には2.6%

生活保護受給者の割合は令和3年度には90.4%

平均年齢は67.5歳だが、70歳代が5割超え。

生活保護を受給している者のうち、昼間の居場所を「今、泊まっている部屋」と回答したものが約8割と孤立化が進んでいる。

健康状態では、4割以上の者があまりよくないと答え、山谷地域でも結核罹患率が、都平均と比べて、依然として高い状況。

・まちづくりの状況

山谷地域には、かつてほどではないが、路上や公園での飲酒や喫煙、屋外での炊飯、ごみの不法投棄等が依然として見受けられる。

このため、城北福祉センターでは、住みやすいまちづくりを目指すこととして、地元町会代表等を交えた「地域づくりフォーラム」の開催、「地域クリーンアップ作戦」や「花いっぱい運動」等の取り組みを継続して実施。また、台東区や荒川区では、道路や公園の清掃を定期的に実施しており、生活環境の改善が図られている。

以上のように、山谷地域では、30年前と比べ、日雇労働市場の縮小や新築マンションの増加による新たな住民の転入などにより、地域の様相は大きく変化している。

一方で、簡易宿所で生活する者は高齢化・孤立化し、福祉保健医療の更なる充実が求められている。

・施策の推進

東京都では、昭和44年から3ごとに、地元区や関係機関とともに「東京都山谷対策総合事業計画」を策定し、山谷地域特有の問題に対して、就労対策や福祉保健医療対策、地域環境改善対策等を実施し、一定の効果をあげてきた。

しかし、先ほど述べた山谷地域の現状を踏まえると、引き続き、規模や実情に応じた施策を展開していくことが一層求められる。

令和5年度に策定している計画では、山谷地域の変容や日雇労働者の現状を踏まえ、以下の3点を施策の方向とした。

① 「高齢者の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり」

(1) 生活相談等

日雇い労働者等の安定と自立を支援するため、生活全般にわたる相談対応により、個別の支援を行う。

個別の支援にあたっては、就労対策や応急援護・生活保護等の福祉施策、健康管理や病気や治療等の保険・医療施策を一体化して効果的に行う。

(2) 都営住宅の特別割当

山谷地域に居住する日雇労働者等の居住環境の改善は、その生活の安定と自立を図るために極めて重要な課題。「都営住宅特別割当」は一定の効果を上げており、今後も引き続き実施していく。

(3) 健康への取組み

保健所等の関係機関が緊密に連携して、患者の服薬を医師等が直接確認して行う治療法（DOTS事業）を継続するとともに、結核検診や地域保健事業の充実、各種健康相談等を実施する。

その他越年、越冬対策や高齢化、孤立化対策もNPO法人や関係機関と連携して実施する。

② 「日雇労働者の高齢化を踏まえた就労支援」

民間事業者に対して求人要件の緩和の依頼や、清掃、造園等をはじめ、幅広く高齢日雇労働者に適した求人開拓を行い、求人確保に努めるとともに、都営公営の清掃等の単純な労働を中心とした特別就労対策事業も併せて行い、山谷地域の日雇労働者の就労の機会を確保する。

③ 「地域環境の更なる改善の取組を推進」

山谷地域の地域環境は改善されつつあるが、路上や公園での飲酒喫煙、屋外への炊飯、ごみの不法投棄等による問題が依然として残されている。

こうした背景を踏まえ、引き続き、「地域づくりフォーラム」を開催して地元区や地域の町会・住民、関係機関等との交流や相互理解を促進し、地域清掃等を実施するほか、住民等の協働による環境美化活動など山谷地域の環境改善に取り組む。また、台東区や荒川区では、汚れが著しいまたは不法投棄が多い箇所を中心に道路や公園の清掃を継続的に進めていく。

・令和6年度城北労働・福祉センター事業案内

1 城北労働・福祉センター組織

城北労働福祉センターは、東京都が出資する公益財団法人。

ここのセンターは、山谷地域の日雇い労働者の方々の生活を合理的に支援することを目的として政策を展開。組織は職員数 27 名、そのうち都派遣が 13 名、台東区、荒川区から派遣

職員が1名となっている。

2 城北労働・福祉センターの事務事業

(1) 利用対象者と利用者カード

センターの利用対象者は、被災地域に居住しかつ山谷地域で仕事を得ている日雇い労働者。平成15年7月から「利用者カード」を導入し、センターを利用して職業紹介や各種相談を受ける際には、利用者カードの提示が必要となった。

(2) 主な事業内容

資料3ページに記載の職業紹介、これやはり重要な指標の一つ。職業紹介それから次に、資料4ページに記載の生活総合相談を行っている。その相談の中で、労働福祉医療が一体となった総合相談を行っており、医療相談のほか、それから、もうなかなか働けなくなって生活保護に移りたいという方の相談も受けており、それから労働相談、その他の相談を受けている。資料5ページに記載の応急救護相談。

これは、この際の地域でお仕事されてる方たちが、仕事ができなくなり、本当に食べることができなくなってしまった場合、応急的に支援する事業で、例えば、宿泊援護、それから給食援護、物品援護それから交通費の支給などがある。

資料6ページに記載している、広報活動、これは、我々の事業の取り組みについて、ホームページでの紹介をしたり、地元でいつも日雇い労働を今も続けてらっしゃる方々に対して、それが町会の方々に対してセンターの事業をお知らせするためのセンター会議などの活動を実施。それから地域との連携として、地域作りフォーラム、地域クリーンアップ作成などを行っている。

続きまして7ページに記載している、クリエーション活動を実施。例えば演劇、将棋大会等を行っている。また、当センターの地下室に、部屋を設けており、そこでテレビの視聴や、自分で持ってきたものをそこで調理するような簡単な台所みたいなものがある。また、少し離れた場所に敬老室という施設も持っており、そこでも様々な日中の活動を行えるように、施設を展開しているところである。

続いて8ページに記載の健康相談室事業を実施。

こちらは公益財団法人の東京都結核予防会へ業務委託を行っている事業で、山谷地域の日雇い労働者の方々に対して、内科、外科精神科、を中心とした無料の応急診療を行っている。

内科、外科のほか、アルコール相談なども行っている。

健康相談室で診療を行い、もしも緊急入院が必要と判断されるような状況があれば、センターの職員が病院を探し、救急車を依頼して、一緒に搬送を立ち会ったりすることもある。

質疑応答

(岩木議員)

山谷地域の約9割の方が生活保護にかかっているが、私の認識は、生活保護にかかっている人は、基本的にはお仕事ができないように思うが、この中で、令和3年度の状況が、日雇求職者が約1,350名ほどいるわけだが、どのような立て付けになっているのか。

また、生活保護の方が9割にいて、1300人、1400人の求職者があるというのは、

この求職者は生活保護の人に含まれてないっていうことか。

（東京都）

まず、先ほど事業計画で、求職者の数として、ハローワークの方の人数、それから、玉姫の出張所と河原町の出張所、城北労働福祉センターの人数を二つ並べて掲載をしている。

まず、ハローワークについては、ハローワークという性格上、生活保護を受けているから、職業紹介しませんっていうことはできないところがあり、生活保護を受給している、あるいは昔、山谷地域にいたんですけども、都営住宅の特別割り当てで、今、山谷地域以外に住んでおり、都営住宅で生活はしているが、山谷地域へ通いでいらっしゃる方がいたり、そういった形でどうしても求職者の中には、その生活保護を受けながら生活保護が減額されない程度で日雇いをやるという方がどうしても含まれている。そういうふうな形になっている。城北労働福祉センターの方の利用については、利用開始するときには、生活保護を走らせている方については、福祉事務所の方でケースワーカーが支援をしているので、最初から生活保護を受けてる方は、センターの利用者にはなれないが、センターの利用者であったが、それから生活が苦しくなって生活保護を地元区の方から受給をするといった場合には、例えば、宿泊援護とか、病院とかそういうのは、生活保護費の方で対応ができるので、そういったものについては、福祉事務所の方から対応していただく、それ以外で、生保基準内で、日雇の仕事を行う場合には、センターのカードを持っていた方が、生活保護を受給したからといってカードを取り上げるということまではしないというふうな形で対応している。

（岩木議員）

話を整理して言えば、私の先入観では、大阪の場合、生活保護に受給されてる方は、ほぼお仕事をされてないと考えているが、この山谷地域は、山谷地域と限定しないということでしょうか。日雇いの求職者というのは、生活保護を受けていても、一部そういう仕事もされてるという理解で良いか。

（東京都）

はい。今の状況でいえば、65歳を超え70歳の方が、かなりの割合を占めているので、生活保護受給者の中でも、ちょっと少し体を動かすというようなところで、生保受給の基準の範囲で、日雇いしている方もいたりする。

（岩木議員）

生活保護を受給されつつ勤労をして、そこで労働の対価でお金をいただくが、その制限内であれば、100%生活保護ってという形の理解でよいか。

（東京都）

はい。

（岩木議員）

私が思うのは、生活保護を受けてても、仕事をされるってことはもうすごい大切なことだと思う。その意味では、生活保護を受けながら、その基準内で仕事をされるということは、労働人口が増えるわけなので、良いことだと考えている。

（金城議員）

私、選挙区が西成区で、すごい興味があって、今回の「山谷対策」についてテーマを設けて

いただいたが、やはり抱えてる課題って大体、似通ってるなあと。

ただ西成、あいりん地域の場合は、ご存知のように、不法占拠が解消されて、来年度から解体工事に入って、まち街の姿も変わるし、今後、新しい鉄道も出来るので、新今宮駅界隈が大きく変化する中で、これまでの歴史の中で、労働対策、福祉対策というのを見直していく時期に来ていると考えている。

そういった中で、つい先日も、簡易宿所の組合さんと意見交換を行い、インバウンドの関係でかなりリノベーションされている簡易宿所、外国人観光客とかバックパッカーに限らず日本人観光客もどんどん取り入れて、やっている部分もある。いわゆる日雇い労働者という方々とか、生活保護受給者の方々が入れる場合は、簡易宿所ではなく、いわゆる福祉アパートというのが、昔からあり、そういうところにもいた。

東京都の場合は、昔はもともと、労働と福祉を分けてやってたいたが、今は、山谷対策として、城北労働・福祉センターとして一体となっている。大阪は、未だに、労働は大阪府がやっているが、福祉は大阪市が所管している。一体運用がされてことで、どのようなメリットがあったのか。

（東京都）

もともと、産業労働局というのがあり、我々は今、現在、福祉局。事業主体でも異なる本庁の部局があるが、現場では、財団化して統合するっていう経過もあり、様々な直営の事業所を公益財団法人として財団化して、外郭団体として統合して整理する中で、労働と福祉のそれぞれの団体が一つになった。そこで一体として一つの所長のもとで、公益財団法人はこの城北労働・福祉センターだけではなくて、他の福祉の分野のいろいろやっている公益財団法人の中の一部に含まれている。

なので、いろいろ福祉系の事業を統合して行って、財団として東京都にその外郭にお願いする仕事を任せる組織の中の一部として、これまで労働と福祉がバラバラの事業所でやったものを、財団統合の中で一緒に整備、今はそこが一緒だったことによって、一つの事業者として、一体的にサービスの提供をできるようになっている。ここがありきというよりも、財団の整理統合の中で、ここについても統合されていた事情がある。

（金城議員）

城北労働福祉センターは、ハード的な規模的にはどれくらいの大きさなのか。

（東京都）

規模はそれほど大きくない。

建物の大きさでいうと、鉄筋のコンクリートのビルで4階建。

イメージからすると、通常の区市町村がやっている地域センターとか地域福祉センター、その程度の規模の施設となる。

（金城議員）

今度、大阪府が建てようとしてるのは5階建てで、僕は地元選出として思うのは、いつまでも日雇いの仕事とかそういったものを提供しているが、日雇いの仕事は、もう、需要がそんなにないのかなと。これからの時代で、昔からそこで生活されてる方は、日雇いのような仕事しかできなくなってる状況の中で、ある程度、保障していかないといけない、そのような方にも

仕事を出していかないといけないと思うが、これからは、どうなのかなと思っていて。

地域の方にいろいろ話聞くと、そういった方の居場所を提供するのも大事だし、ただ、将来的に地域の活性化を考えればどうなのかというものすごいジレンマがある。あいりん地域で商店の商売されてる方々、住んでる方々、学校もあり、そういった方々も含めて、いろんなものの利害関係が重なっていて、大変な状況。もともとこの計画からもう 5 年以上遅れている。万博もあるし、5 年前に立てた計画をこのままやってもいいのかなっていうところを今、ちょうど、岐路に立っていて。

東京都では、この山谷対策を 3 年ごとに区切ってやっているが、そういったところについて、未来永劫まで続くと考えておられるか。

（東京都）

なかなかこの部分はお答えしづらいが、課題意識としてはほぼ同じようなところかなと思う。全体的にこうなっている、ただその先どうするかっていうところは、この後の地元との調整や、ニーズが労働というよりも、どちらかというと福祉のニーズがある。そもそもターゲットとしていた人が減っている。ニーズも、仕事をどんどんやらせるっていうよりも、福祉的なケアが必要なのが現状。

（金城議員）

仕事も寄せ場でやるような時代ではない。今の 60 代、70 代の人たちはそれでよかったかもしれないですけど、これからの 40 代 50 代の人が、もうとっくにスマホをみんながやってる時代。

（東京都）

そのニーズが変わってきてるところは先生のおっしゃる通り。ただそこについての調整をどうするかで、ちょうど今の東京都の調査結果が 5、6、7 年を境にちょうどその真ん中の 6 年目。なので、次の計画 8、9、10 年の 3 ヶ年に向けて、来年度以降、検討に着手することになるので、そこで地元区の調整も含めて議論をされていくもの。ただそこについて我々がちょっとなかなかお話しづらいところが。ただ、課題意識としてはほぼ同じようなところであるかなと。

（金城議員）

このような対策をいつまで行うのかあと。

話は変わるが、東京で簡易宿所が衰退している。

これは西成みたいに、観光客向けに、リノベーションをどんどん進めていくとか、そういったことをやられてこなかったのか。

（東京都）

例えば、台東区とか、地元区の都市計画には、直接我々は関与していなくて、地元の話を聞くと、我々が指示するような話ではない部分になっているが、地元のまちづくりをどうしていくかっていう究極のところは、やっぱり地元区の都市計画をどうしていくか、というところが大きいと思う。

（金城議員）

大阪府として行ったのが、トイレの洋式化とか、W i - F i の環境整備だとか、それを簡易

宿所に対して行っていて、どんどん外国人とかが入ってきて、いわゆる労働者に頼らない宿泊設備なっている。

そういったところっていうのも、よかったのかなと僕は思っている。

（東京都）

以前は、台東区の方では、既存の従来型の簡易宿所を建て替えて、一般のバックパッカー向けの簡易宿所に建て替えるとか、そういったものに対する施設整備の補助を、区の独自の事業として実施していたと伺っている。

今も引き続きやって実施してるかどうかは、今、最新情報を持っていないが、5年以上前だったらやっていたかなというふうには記憶をしている。

もう一つが、以前はそういった意味で、平成10年代から平成20年代にかけて、一般のバックパッカー向けの簡易宿所に転換していく動きが結構あったのかなと。

それがちょうど、コロナのときに、外国の方がほぼ来なくなったということもあって、一時休業したところや、そのまま辞めてしまった簡易宿所もかなりあるというふうに聞いている。今はどちらかというと、そこに経営者等が代替わりのタイミングで土地を売ってしまって、その後、分譲マンションが建てられるという動きの方が多いかなというふうな状況になっており、実際の現地に行くと、元々大阪のあいりん地区、あるいは横浜の寿町よりは、面積が広いということがあり、簡易宿所が密集しているというよりは、ドヤ街っていうのとはちょっと違う、普通の町かなというふうにも感じてしまうのが、今の地域の状況となっている。

3 「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業について」

東京都庁説明

総務局 人権部 被疑者支援連携担当課長 斎藤 寛子

総務局 人権部 人権施策推進課 課長代理 山根 理恵

1-1：都内における刑法犯認知件数

全体的な傾向としては、コロナ渦のときに、やや落ち込んだといえますが減少に至ったものの、コロナ明けから、右肩上がりの傾向が続いており、令和5年で約9万件的な刑法犯認知件数となっている。

都内の発生件数が、全国比で大体14%。全国と比べてプラスで犯罪が発生している。

不同意性交と不同意わいせつの件数は、コロナ渦で令和3年に落ち込んだものの、右肩あがりで増えている。特に、令和5年に刑法の改正があり、強制性交等強制わいせつから不同意というところになり、非常にご相談増えているところである。

1-2：犯罪被害者やその家族が置かれた状況

なぜ、行政が犯罪被害者支援をしているのかというと、加害者のご家族、ご遺族は、犯罪被害を起因して、様々な問題を抱えており、平穏な日常生活を送ることができない。

犯罪被害に逢うと、お体を傷つけられる、家族を失う、財産を取り上げられる等、そういった物理的被害はイメージできるが、精神的苦痛というところに中長期的に苦しめられるというふうに指摘をされている。

そういったことから、行政機関として、市町村と連携しながら、支援を行っているところ。

1－3：東京都における犯罪被害者等支援（概要）

東京都によって犯罪被害者支援の目的としましては、大きく二つ。まず被害者が受けた被害の回復軽減、もう一つは、被害者等社会全体で支え、安心して暮らしていただくこと、こちらの二つを目的として、令和2年の4月に犯罪被害者等支援条例というのを施行している。それに加え、被害者等支援計画を策定し、条例と行政計画に基づき、様々な施策に取り組んでいる。

事業は大きく分けて五つの柱にわかれてやっており、一点目は総合的支援体制整備。犯罪被害者支援というのは、警察がやることではとおっしゃる方もおられるが、警察だけでは生活の再建というところまでは手が伸びないというところもあるので、警察だけではない、また東京都だけではない、基礎自治体も含めて総合的に支援していくということで、そういった体制整備に取り組んでいるのが、施策の柱の1点。

施策の柱の2点目は、被害に遭われた方の相談対応が非常に重要となるので、総合窓口というもの、あとは性犯罪性暴力被害者ワンストップ支援センターというもの、子供と保護者専用の性被害相談ホットラインというものを設けている。それ以外にも若い方から気軽にご相談いただけるように、LINEによる相談窓口を設けており、被害に遭われた方が、少しでも早くこの相談窓口へ相談いただくように取り組んでいる。

施策の柱の三つ目は、早期回復、生活再建に向けた支援というところで、犯罪被害に遭われると、なかには、お仕事に行けなくなってしまう方もおられ、休職せざるを得ない、あるいは人によって退職せざるを得ない方もおられる。つまり収入が減ってしまうが、一方で、被害の体を治療するために医療費が必要。あるいは精神的なケアのためのカウンセリングが必要、または刑事裁判になる場合は、裁判にかかる費用も必要。収入の減少により、いろいろな負担がかかってしまう。東京都としては、それを少しでも軽減できるように、いろいろな経済的な負担軽減策というものをやっているところである。

施策の柱の4点目、都民の理解増進というところで、犯罪被害に遭われた方、その方の身近な方の健康に気づかれてしまうこともあるので、そういったことがないようにということも含めて広報啓発に取り組んでいる。

5点目としての人材育成と民団団体への支援ということで、なかなか行政だけでお支えしきれない部分もあるので、NPO法人も含め、民間支援団体とも連携して、いろいろな取り組みに取り組んでいる。

1－4：都における犯罪被害者等の相談等件数

資料の5ページ目に東京都の相談の件数の推移をお示しています。総合相談窓口の相談件数は、令和5年度は若干下がってはいるんですけども、大きな傾向としてやはり右肩あがりの傾向である。

総合相談窓口の内訳は、現場の相談、面接の相談、あと精神的ケア、付き添い支援とあり、付き添い支援とは、裁判への付き添いなどを行っている。

犯罪種類別内訳は、殺人事件の被害に遭われた方、交通被害、暴行障害などもご相談を受け付けているが、件数の内訳としてはやはり今、性被害が最も多く、犯罪被害の相談件数

7000 件のうち、2600 件が性被害ということで、やはり刑法改正の影響もあり、性被害の相談が増えているのではないかと考えている。

資料の右側のグラフは、性犯罪、性暴力ワンストップ支援センターへの相談件数。こちらは性被害に限ったご相談を受け付けているが、右肩上がりの傾向が続いている。

ワンストップ支援センターも、総合窓口と同様に、相談内容の内訳として、電話相談、面接相談、精神的ケア、付き添い支援となっており、こちらの付き添い支援は、警察ですとか、医療機関への付き添いというものを行っている。

2-1：東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

ワンストップ支援センターは、内閣府の方から都道府県で設置するように言われており、東京都で設置しているところである。

何がワンストップかというと、まず被害に遭われた方は、24 時間 365 日いつでも電話での相談を受け付けている。

専門の相談員、コーディネーターを配置しており、お話の内容を伺って、必要に応じて産婦人科などの医療機関、あとは警察、弁護士の法律相談、精神的ケアの市町村の支援へつなげていくという支援を実施している。

やはり性犯罪被害者の方は、それ以外の犯罪被害に比べると、なかなかご相談がしづらい、特に警察にも行きたくないという方も非常に多くおられるので、お気軽にご連絡をいただいて、やはり、特に女性の被害者の方、望まない妊娠であるとか、そういったことも非常に心配となるので、必要に応じてその時間でお繋ぎしたり、ご本人が希望されるようでしたら、結果的にですね、私どもの相談員が一緒に行って、少しでも安心して警察にも相談できるようにということで体制を整えているところである。

2-2：東京都性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターの特徴

ワンストップ支援センターの特徴は、1 点目はやはり何といても 24 時間 365 日体制でお電話を受けていること。性犯罪被害はいつどこで発生するかわからないというのもあるので、いつでも相談いただけるようにということで体制を整えている。

2 点目としては、性犯罪被害に遭われた方のお話を聞く際に、ノウハウですとか非常に配慮というものが必要となるので、そういった意味で、性犯罪被害者の支援に関する豊富な知見をお持ちの、NPO 法人の性暴力救援センター（通称 SARC 東京）と協働運営をしている。

3 点目として、私どものワンストップ支援センターは、病院には置いていない。

どこか特定の病院をとるということではなくて、ご相談を受けて、都内全域にある現在 133 の産婦人科が協力病院として手を挙げてくださっているので、被害に遭われた方の状況に応じて医療機関にお繋ぎするという体制をとっている。

今の体制をとりながら、必要な支援に確実につなぐ体制をとっている。

2-3：性犯罪等被害者支援の取組強化

ワンストップ支援センターの取り組み関連ではあるんですけども、最近のやはり傾向として、東京都としても、子供・若者のご相談というのも、いかに早くご相談いただいて支援を繋げていくかということをご課題として考えており、昨年度からで子供保護者専用のホットラインを開設したりですとか、電話しづらいという方もいらっしゃいますので、LINE でご

相談いただけるようにする体制や、相談窓口の認知度向上に向けて、SNS 広告も行っているところ。

ワンストップ支援センターは、やっぱり、センターだけが頑張ってもなかなかうまくいかないところもあるので、関係機関団体での情報を共有する女性会議を実施したり、産婦人科や、精神ケアという意味ではですね、精神科等の医療機関の確保も課題となっている。

それ以外にも、医療機関の方もなかなかこの性犯罪被害者への対応に皆様が慣れているわけではないので、そういった医療機関の方を対象とした研修会を実施したり、被害に遭った方は、医療費がなかなか難しいという方もおられますので、医療費助成というものを設けたりしているところである。

2-4：ワンストップ支援センターで行うこと（医療機関との連携）

ワンストップ支援センターはどういう医療機関と繋がっているか。まず、ワンストップ支援センターにご相談すると、支援センターの支援員が相談を受け付けて、被害状況等を聞き取ってシートを作成し、お話を伺いつつ、警察へ届けているが、病院に行きますかといったところのニーズをお伺いしつつ、医療費については助成制度の説明をした上で、医療機関の受診の調整をしていく。

最終的に受診する際は我々のセンターの支援員が付き添って、しかも聞き取った内容は本人の同意を得たうえで、支援員から医療機関へ渡すようにしている。

同じ話を何度もしなくていいようにというところで配慮をしている。

2-5：ワンストップ支援センターで行うこと（精神的ケア）

精神的ケアですが、被害者の状況により、面談した上で、医療相談や、月 4 回の心理カウンセリングというのも実施。

専門的な治療が必要な場合、投薬等が必要な場合は、センター内では完結できないので、ここは外部の医療機関を紹介して受診するということでその調整に受診への付き添いをセンターが行っている。

3：協力医療機関について

都内で 133 の産婦人科を受ける機関があるところについては、性犯罪被害に逢われた方、特に女性の方は、産婦人科で、避妊薬の処方ですとか、性感染症に感染していないかどうか検査をしていただく必要があるため、そこにご協力いただける医療機関というものを、東京都の方で各医療機関に呼びかけているところである。主にご協力いただいている内容は、各医療機関の診療時間内において、通常の医療行為の範囲内で診察等の対応をご協力いただいております。また、受診の際、支援員が付き添いさせていただきたいということ、やはり被害に逢ったご本人がなかなか説明できない場合があるので、支援員が代わって説明いただくことにご了承いただくようお願いしている。

被害に逢われた方、特に若い方ですと、医療費をすぐに払えない方もおられるので、後払いにさせていただいて、医療費助成の仕組みを設けて、そこは直接、都が病院へ支払うということに、できる限りご協力いただきたいという呼びかけをしているところである。

現在、産婦人科は 133 件ありまして、精神科に関しては意向を調査中である。

4：医療費・カウンセリング費用等助成金交付制度

医療費・カウンセリング費用等助成金交付制度について。

性犯罪被害者が受けた治療に要する費用について、警視庁も公費制度があるが、他の公的な金銭給付を受けられない場合は、東京都が負担するということではじめての制度。対象は、都内在住の方ですが、観光などで、東京に来て、被害に遭われてしまう方もおられるので、そういった方は対象にしているところである。

被害については、確認が必要となるので、支援員の統合支援を受けている方に限っている。主な内容は、診察料、処置料、および投薬量を含む治療費で、診療科ごとに延べ 3 万円が限度、あと緊急避妊薬費用は 1 回、性感染症検査費用は 2 回に限り、心理療法費用は、10 万円を限度に助成を実施しているところである。

質疑応答

（和田議員）

助成金の交付制度は、予算規模的にはどれぐらいの予算規模でやられてるのか。

（東京都）

昨年度の実績ですと、大体 90 件くらい支給をしている。

大体例年 100 件前後の支給。

（和田議員）

金額的なものは。

（東京都）

ちょっと確認する。

（富田議員）

性犯罪・性暴力被害者救援センターのことについて、大阪では、今、SACHIKO というのがあり、ちょっと問題になっているのは、今は、病院拠点型。そこに昔からこだわっていて、どうしても、その病院拠点型でやりたいと主張されてる。大阪としては、連携型で進めていこうとしているが、なかなか進まない。今までは、ずっと病院を拠点にし、今、阪南中央病院を拠点にしているが、そこで産婦人科医さんと SACHIKO を立ちあげた経緯もあり、そこでやりたいと主張されているが、昨今、どうしても、医師の働き方改革の機運の高まりから、当該病院では、産婦人科の業務に加えて、SACHIKO からの案件が加わると、負担となるため、産婦人科医ですら、なかなか協力いただけなくなってきているのが実情。そのため、病院拠点型ではなく、連携型で進めようと思っているところ。連携型で進めていくにあたり、もちろん、連携してくれる病院はあるが、それを進めていくにあたっては、当然、SACHIKO さんの協力を必要とするが、SACHIKO は、連携型ではダメという形になってしまっている。連携型を進めるにあたっては、やはり、今までやってきたノウハウや実例があるので、SACHIKO の力が要するという話で今、進めているが、なかなか進まない。このため、連携型を進めるために、大阪府が主体になってラウンドテーブルを立ち上げて、前に進めてくださいと今、提案している段階。

だから、今、非常に悩ましいところで、なかなか向こう側が首を縦に振ってくれない。
各病院の方々が、SACHIKOさんと連携するにしても、SACHIKOさんが入ってくれないと、
なかなか前に進めない状況。やっぱりどうしても、行政体が主体になって動かしていくの
かなと思っている。そこで、都が行っている、連絡調整会議は、どのような形で進めている
のか。

（東京都）

連絡調整会議は、東京都とワンストップを運営しているNPOのSARC 東京、犯罪被害者の
総合窓口をやっている団体と、あと警視庁で構成されている。

年に2回ほど開催しており、これは当課が主体的に呼びかけている会議体となる。

ワンストップ支援センターそのものは、運営のNPO法人、SARC 東京の力なし運営は難し
いが、あくまでも、ワンストップ支援センターは、都の事業として、あるべき姿というもの
を都としてSARC 東京にお話をして、ご協力いただいているという状況になっている。

（富田議員）

大阪府としても、大阪府の行政体が、しっかりとグリップ握ってやるべきと話をしているが、
なかなかちょっと。連携型を進めていくという点で、SACHIKO の協力が得られにくい状況
もあり、なかなか前に進んでないのが現状。わかりました。

ありがとうございます。

（東京都）

先ほど和田先生からのご質問の予算の件、今年度、予算額で315万円程度。

（富田議員）

あと、ワンストップ支援センターの人員をどのような形で確保されているか。

（東京都）

ワンストップ支援センターの人員は、NPO法人のSARC 東京の方の職員といいますか、支
援員に全面的になっていただいております、何とか確保はできているのかなというところ。

ただ毎年度、SARC 東京でも、支援を要請するということで、募集研修というものを実施し
ていただいて、確保しているという状況である。

（富田議員）

ワンストップ支援センターの運営費用はいくらくらい出されているのか。

（東京都）

この値段ですが、年間で7000万円強。

（富田議員）

これ国からの助成金が出ているのか。

（東京都）

内閣府の交付金はこちらに入っていて、案件によって違うが、2分の1くらいは、国費がは
いっている。

（富田議員）

はい。

ありがとうございます。

（金城議員）

SARC 東京を発足するときは、病院拠点型にするという議論はあったのか。

（東京都）

正確に言うと、我々、ワンストップ支援センターは、今は、いわゆる連携型だが、元々は病院の敷地内に拠点を置く、病院拠点型とは違うんですけれども、そのような形をとっていた。病院拠点型がいいというよりは、今よりも、拠点となるような病院との連携が深い形で始まっているので、その議論はなかったかと言われると、そもそも病院拠点型により近い形で発足しているという経緯がある。

その点、大阪府さんと似てはいるが、病院さん側から、一つの病院でワンストップ支援センターを持つというのが非常に負担があるというようなお話もいただき、この話をいただいたときに、改めてどういう形が良いんだろうかというものを SARC 東京も含めて議論をして、結果として今、連携型に移行するということで決着がついている。

（金城議員）

きっかけは電話相談がほとんどだと思うが、それをいかにスピーディーに必要とする機関に伝えるかっていうのが大事。さらに根本的には、判断する相談員の方のスキルだと思うが、多分、最初はほとんど病院へ繋げる形が多いと思う。そういう意味で、なるべくたくさんの病院と連携していくっていうことが必要だと思うが、133 の協力医療機関というのは、東京都の規模感からして多いのか、少ないのか。

（東京都）

付き添い支援の多くは、議員おっしゃるとおり、やはり病院。しかも産婦人科の医療機関に繋いでいる。133 が多いかどうかということに関しては、現時点で、何かこれで課題があるということには考えていない。都内全域に協力医療機関はあるので、日ごろ対応している現場からちょっと増やしてということは、特段上がってきていない。

やはり連携型のメリットとしては、被害を受けた方が、拠点病院まで来ていただくという、そこのご負担がどうなのかなっていうのは、実は現場の支援員の中でも意見はわかれているところではあるが、やはり特に都内で被害に逢うと、皆様、自家用車を持ち合わせていない方がほとんどなので、交通機関またはタクシーなどを使って移動となると、どこかの拠点病院というよりは、近くの病院、あるいは、人目に触れたくないということであれば、一駅、二駅離れたところで選べるということがメリットもあると思っている。

（金城議員）

私達は、被害者の方が、支援員といかに早く接点を持てるかというところが一番大事な点。それを、大阪府や SACHIKO に、何回説明しても、今までのやり方でずっとやってきてるんで、もうそのところで、1ヶ所でやりたといわれているところ。。

（富田議員）

でも、おっしゃる通り、どこで被害にあうかわからない。被害にあったとき、やっぱり近くの病院ですぐに手当するのが一番いいはず。わかっているのになかなかそこがね。。

だから、大阪府がもっと主体に動いてほしいと思っている。病院もいろんな機関も協力して

くれると聞いているが、こっちが前面に出るのは難しいと。だからこそ、大阪府が主体で、ラウンドテーブルでもいいけど、そういう機会を設けたら、しっかり話をしますよって言っていたらいいが。

医療機関は、私らだけで SACHIKO さんと連携をとることはできないと言っている。だから大阪府に入ってくださいとなる。今、中途半端な、そういう段階。

(東京都)

協力医療機関を広げていくのは、やはりここは都の役割かなというふうには思っている。

NPO法人は、もちろんいろいろな実績はあると思うが、NPO法人というよりは行政でやった方が、いろんな意味で、ご協力も得やすいところなのかなということで、我々の場合、都がやっている。

(富田議員)

わかりました。ありがとうございます。

4. 警察庁でのいわゆる「闇バイト」への対策

警察庁説明

説明者 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

警察庁 警視 塩谷 悠介

テーマ1「令和6年8月以降に発生した一連の強盗等事件といわゆる「闇バイト」

○ 概要

令和6年8月以降、関東地方において、一般住宅や質点等に押し入り、現金等を強取する強盗等事件が相次いで発生。被害者を死傷させる悪質なものの

○ 特徴

- ・ 犯行グループの中核が、SNS等を利用して実行犯を募集。

X等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件→隠語でブラック案件」

と投稿し、応募した者は、シグナル、テレグラムの匿名性の高いアプリに誘導される。

運転免許証等の個人情報を送信させられた後、内容（強盗等）を指示される。

断ると、送付した個人情報をネタに、脅迫を受けることも。そうした経緯から、

実行犯の中には、やむなく引き受けるケースも多々ある。

応募して実行犯となった者も多くは、貧困（生活苦や借金返済等）もあるが、中には、贅沢をしたい（彼女といいところに旅行したい）といったものも見受けられる。

以上が捜査の経緯から明らかになった。

闇バイトで応募した事案はどれだけあるのか。こういった質問を受けることが多いが、網羅的に把握はしていない。というのは、検挙して、動機面を聞いていき、取調べの中で、実は闇バイトに応募したということが初めて明らかになるもので、なかには、一切話をしないものもある。そういった意味で、網羅的には把握できていない。

他方で、参考として、資料1枚目の下段にも記載しているが、特殊詐欺の受け子になった経緯について、令和6年1月から10月末までに検挙した被疑者を対象に調査を行った。全体で申し上げますと42.5%がSNSで応募している。年代別の割合では、

10代で27%、20代で45.9%がSNSで応募している。

テーマ2 「いわゆる「闇バイト」を利用した凶悪犯罪の構造」

いわゆる「闇バイト」募集に係る手口ですが、まず、SNSで募集を行っている。

「受けだし子のお仕事です、即日即金等」と案内。私たちから見れば、このようなことはあり得ないのご理解いただけたらと思うが、若い人からすれば、お金をもらえるとあって応募してしまう。秘匿性の高い通信アプリへ誘導されて、免許証とか顔画像を相手方へ送る、そして、犯行の指示を受けるといった手口になっている。

次にこの種の犯罪の特徴といたしましては、一つ目としては、匿名性の高いツール、シグナル等が使われる。二つ目としては、犯罪に安易に加担してしまう。先ほどもお話したが、こんな内容の募集にのるかなというような内容だが、こういった投稿に安易に応募してしまう。社会経験が乏しい若者にとっては、こんなあまい話あるわけないといった判断ができずに、安易にのってしまったり、SNSが若者にとっては身近なものになっていて、あったこともない人とつながったりやり取りするのが、SNSのいいところでもあるが、その感覚で犯罪者グループともつながってしまう。

あとひとつとしては、個人情報ににじられており、脅されるため、離脱することへの恐怖。以上がこの種の犯罪の特徴となっている。

テーマ3 SNS上でのいわゆる「闇バイト」募集への対策

こういったことがある中で、われわれ警察としてどうするのかということになると思う。

まず一つとしては、取締りを行うということ。われわれは取締の権限をもっているので、「パクっちゃおうぜ」ということで、しっかりと取締を行っている。

実行犯は、しっかりと検挙できているところであるが、裏で操っているものが、なかなか、検挙できていないという現状がある。その背景として、この種の犯罪の特徴としてあげさせていただいた秘匿性の高い通信アプリが犯行の手段として使われているということで、当然、実行犯は検挙するが、その指示役であるとか、被疑者とのやりとりで秘匿性の高い通信アプリが使われるので、この上の指示役が誰なのか、捜査を行う上で、非常に困難となっている。もうひとつは、抑止という話。そもそも、こういった犯罪を産まない、加担させない、こういった取組みも大事になってくる。

そもそも、「闇バイト」への募集をなくしていこうという取組み。

大きく二つあり、まず一つは、募集投稿に対する個別警告。

「X」上で闇バイトを募集している実態があると、警察の方でウォッチをして、外形的に「闇バイト」に対する投稿ということであれば、警察庁の公式アカウントで、当該投稿に対して、リプライをして警告をする。これは、投稿している者に対して、「警察見てますよ」ということで、警告を行うという話と、投稿をみた者が、「この投稿、警察庁からリプライされている」ということで、応募を踏みとどまる、こういった効果がある。

もう一つの対策として、募集投稿に対する削除依頼を行っている。

警察庁からの委託事業で行っているインターネットホットラインセンターがあり、サイバーパトロールで明らかになった違法な投稿や、闇バイトに関する投稿について、インターネットホットラインセンターで集約して、インターネットホットラインセンターから、SNS事業

者に対して、削除依頼を実施している。

削除するかしないかは、SNS 事業者の判断となるが、インターネットホットラインセンターからの依頼があると、削除にご協力いただいていると認識している。

以上、警察庁の取組みとして説明してきたが、いわゆる闇バイトの事件で、社会的に問題となったが、闇バイトに応募してしまう実態。これは、さまざまあると思う。

貧困であるとか、情報リテラシーの問題であるとか、いろんな問題があると思う。

そういった意味で、昨年度末から、こうした発生の実態を受けて、政府として、全省庁連携して、闇バイト対策をやっていこうということで、進めてきたところ。

この警察部局は、内閣官房が取りまとめて、各省庁が所掌している業務で、何かできることはないか、ということで、それぞれが検討いただいて、とりまとめたものが、資料4ページ目（いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策①）、5ページ目（いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策②）の内容となっている。

捜査の中で、首謀者が捕まらないというのが課題ということで、SNS、なかんずく、秘匿性の高い通信アプリが使われているが、SNS のアカウントを取るときに、免許証やマイナンバーカードの提示を求められず、フリーメールでアカウントを作成できるので、首謀者のアカウントがわかったとて、それを使っているのが誰なのかというのが、正直わからない、といった問題があり、そういった意味で、資料4ページ 1「被害に逢わせない」ための対策として、SNS アカウントの開設時の本人確認の強化や、事業者に対して本人確認の厳格化を要請しているところ。今、警察庁と総務省で、通信事業者に対して、協力依頼を行っているところである。

資料5ページにある「犯罪者を逃さない」ための対策として、「海外事業者の日本法人窓口設置への働きかけ」これも SNS の問題に起因している。たとえば「X」であるとか、Instagramであるとか、若者においてよく使われてる SNS 事業者、これは海外の事業者である。そういった意味で、アカウント作成時の情報を捜査情報として入手しようとしたとしても、日本に本社のある会社であれば、時間もかからずに、情報を得られるところであるが、海外の SNS 事業者であると、時間もかかったり、手続きも煩雑であったりするため、連続強盗事件等、スピーディーに捜査を進めていく必要があるにも関わらず、支障が生じている。そういった実態を踏まえて、海外事業者の日本法人窓口設置の働きかけを行う取組みを行う必要があるため、警察庁と総務省と協働で取組みを進めているところである。

以上が「闇バイト対策」で警察庁全体が進めている取組みである。

質疑応答

（金城議員）

SNS 事業者への削除依頼について、たとえば、誹謗、中傷に関する内容も、現在、大阪府の方で削除依頼を行っているが、削除するかしないの判断は、事業者の判断になると聞いている。闇バイト募集の投稿に関する内容も、同様かと思うが、警察庁からの削除依頼に対して、どれくらい、対応してくださるのかをお聞きたい。

（警察庁）

削除依頼は、警察庁からインターネットホットラインセンターへ事業を委託し、インターネットホットラインセンターから、SNS事業者へ削除依頼を行っている。

令和6年1月から6月までの削除依頼を起こした事業者への削除率は、約8割が削除に至っているところ。この削除率をあげていかないといけないので、現在の削除依頼の位置づけは、「有害情報」であるが、この位置づけを「違法情報」にあげることを検討しており、事業者への働きかけを、今後、警察庁としてもやっていく取組みを行っている。

（岩木議員）

この削除依頼というのは、同一アカウントでカウントしているのか、また、投稿ごとになるのか。

（警察庁）

削除依頼は投稿ベースとなる。削除依頼をうけた事業者の方がアカウントを確認したりするため、依頼を受けた投稿のみだけではなく、同じような内容を複数のアカウントにわたって行っているものも多いので、統計上は、投稿されたものを削除されたものをひろっているが、結論としては、アカウントごとに対応しているものが多い。

（和田議員）

資料1ページのところで、特殊詐欺の受け子になった経緯がSNSからの応募というところは理解できるが、知人の紹介で受け子になったという経緯が、10代には多くて、具体的にはどういう知人ということを指しているのか。

（警察庁）

SNSで闇バイト募集の投稿をみた人が友達に、「いいバイトがあるから一緒にやろうよ」と声をかける、いわゆる友だちの紹介から受け子になるということ。

（岩木議員）

実際に受け子とかですね、闇バイトした人が成功報酬をもらって、その体験を友だちに話をして、闇バイトへ参加する人がいるのか、それとも、まったくそういったことがないのか。お聞きしたい。

（警察庁）

成功報酬をもらって、その体験を聞いて、闇バイトへ応募する人が一定いる。

（岩木議員）

報道とかでは、闇バイトに加担すると成功報酬も払われないということになっているが、実際は、払われているのですね。

（警察庁）

彼らは強盗とか特殊詐欺で多額の報酬を得ることを目的としているので、受け子等への報酬の支払いは必要経費として認識。なので、成功報酬は支払われているようだ。

（岩木議員）

成功報酬の支払い方法は、どのようにされるのか。振込の場合は、容易に足がつくかと思うが。

（警察庁）

電子マネーであったりする。振込の場合も、銀行口座を誰かから購入して、その口座を使って振り込むケースが多いため、なかなか、足がつかないのが現状。

（金城議員）

いわゆる闇バイトについての内容だが、貴金属店等が多いが、一般宅への強盗が、関東地方に集中しているような気がするが、捜査内容に関わることなので、センシティブなところもあるが、関東に偏っている理由があるのかということと、今後、関西にも行くことがあるのか。犯人は、地方から呼ばれていると思うが、関東地方へ行ってそこで、強盗をして捕まるということになっていると思うが、それであれば、大阪であっても良いと思うが。特徴的なことがあるのか、お聞きしたい

（警察庁）

正直、確定的なことは申し上げることはできないが、特殊詐欺もそうだが、被害が、関東になぜか集中してしまうというところがあって、私の推察も入っているかもしれないが、関東地方にボスが多いということもあるし、奪った現金や金品を移動させるのに適している。

たとえば、海外へ移動させるのに、羽田空港があたりとか、奪った時計を売却するのに、地方であれば、足がつきやすいが、東京は店が多く足がつきにくい、といったことがあると思うし、また、人も東京が集まりやすいといった特徴があるのではないかと。

一方で、犯行を実行するターゲットを絞るにあたって、何らかの資産情報を把握しているものと思われる。そういう意味で、東京から離れた愛知や関西でも、狙われる可能性としては、十分あり得る話。

（富田議員）

資料4ページの「被害に逢わせない」ための対策の話の中で、SNS 事業者が行うアカウントの本人確認は大事だと思うが、SNS 事業者は、なかなか承諾してくれない現状がある。

アカウントを開設するときの本人確認の義務化、そこを突破できれば、SNS 上での誹謗、中傷等も含めて、このような事案も解決すると思うが、その点、どのように考えておられるのか。

（警察庁）

問題意識は、まさにそのとおり。電気通信事業を所管している総務省と協議をしている。総務省としても、何とかしないといけないと考えておられるが、SNS は表現を自由に投稿できるツールであって、SNS のアカウント開設時に本人確認を義務付けることは、表現の自由との考えで、慎重に対応しないといけないとの見解。

（富田議員）

アカウントの本人確認は、投稿するときに匿名性を確保すれば、表現の自由に抵触しないのでは。

（警察庁）

これは私個人の考えだが、アカウントを作成するうえでの本人確認は、警察側の立場からすると、表現の自由に抵触しないと思っている。そういった理屈で、アカウント作成時の本人

確認の義務化をできないかと総務省と話をしているが、総務省は、そこも含めて、表現の自由が確保されないといけないと考えているようで、世界的にも、アカウントの本人確認を義務化すると、日本も、中国やロシアのような、表現の自由がない管理国家となるが、それでも良いかと切り返されると、警察としても、それ以上、言えない。

（富田議員）

逆にいえば、そういったものが中国や東南アジアから流れてきている。日本国内のものは、致し方ないとしても、中国等、海外から流れてくるいかがわしい投稿や SNS 事業者をブロックする、そういった対応はできないのか。

（警察庁）

基本、総務省の対応となり、国会質疑等で、このような質問に対してどのように総務省が答弁しているか聞いたところによると、結局は表現の自由との関係で慎重な対応をせざるを得ないと答弁しているようだ。

（富田議員）

表現の自由という観点ではなく、日本の国（国民）の財産を守るために、海外からのいかがわしい投稿や SNS 事業者をブロックしてよいと私は思うのだが。

海外では、場所はヨーロッパかどこだったと思うが、自国民を守るために、ブロッキングしていると聞いている。日本でも、例えば、闇バイトや特殊詐欺等の有害情報が東南アジア等から送られてきて、首謀者が、日本から向こうに逃げて、向こうにいている場合、そこは、止めれるのではないのかなあと。

（警察庁）

理屈上は可能かと思う。ただ、実際は、DPL といって、迂回するルートはたくさんある。こういった犯罪については、通常使用する通信ルートは使用せず、迂回するルートを使っているケースが多いので、通常のサービスを使われるユーザーの SNS とのバランスを考えたとき、ブロッキングすることにより得られる効果を考えたときに、実施することについての、評価検討は必要であると思う。

（和田議員）

闇バイト、特殊詐欺等、日本国内では、われわれも報道を目にして把握をしているが、海外での特殊詐欺などの事例は、警察庁で把握されているのか。

（警察庁）

特殊詐欺については、世界共通の課題となっている。他方で、闇バイトについては、世界では、あまり、そういった情報は入っていない。昨年の夏に各国の捜査当局が会して、特殊詐欺に特化した会議を行い、情報交換をするといったことも行っており、特殊詐欺については、世界共通の課題があるかなと思っている。

（金城議員）

資料 5 ページの仮装身分調査についてですが、当然、公的な障壁があると思うが、できる可能性と、障壁となる部分はこういったところか。

（警察庁）

まさに今、検討を進めているところ。刑事訴訟法上の任意捜査の範囲内において、出来る

ものとして進めているので、法律的にはクリアできると考えている。ただ、実際、具体的にオペレーションをどうするのかについては、もう少し整理が必要。

「仮装身分捜査」というワードが独り歩きしている部分もあり、ドラマであるような、「潜入捜査」を想定しているわけではない。資料の2枚目にもあるとおり、SNSで募集している闇バイトへ応募すると、免許証との画像を送らされるということがある。

闇バイトへの応募を警察官がする、そうすると、募集している奴とつながる、そこから、突き上げていけば、首謀者へたどれるのではないかとということで、これは、「騙されたふり作戦」ということで行っている。

（金城議員）

この騙されたふりは、今も実施しているのか。

（警察庁）

刑訴法上の任意捜査ということで行っている。

ただ、手口が変わってきて、今までであれば、やり取りの中で、相手の情報を聞き出して、ということができたかもしれないが、最近の傾向として、免許証とか個人情報を出せと要求されるというところで、ここが、生になれば、捜査員個人の免許証がなかなか出せないため、この部分があるため、捜査の先へ進めなかったのが、「騙された（雇われた）ふり作戦」の障壁となっていて、これが可能となるように、「仮装身分捜査」をやっていこうということとなっており、この「仮装身分」というところ、「免許証」を捜査員本人とは違う免許証を作って、送れるようにする、そうすれば、捜査が進展するのではないか、これが、われわれが、言っている「仮装身分捜査」というもの。

一見すると、偽証罪や公文書偽造の外形的要件（構成要件）に該当するように思えるが、刑法35条の正当業務行為として位置づけることで、違法性が阻却される、そういった法律構成の整理を含めて、検討をしているところである。

（和田議員）

そういった捜査は、今まで行われていなかったのか。

（警察庁）

「雇われたふり作戦」として、被疑者側とコンタクトをとるということには行っている。

その中で、身分証が求められるということで、仮装した身分証を使えるようにできないかということ。特別なことを行おうとしていることではない。

（富田議員）

「闇バイト」の被害金については、金融機関のあまり使われていない口座に振り込まれているということか。

（警察庁）

強盗の被害金の話は承知していないが、特殊詐欺の被害金という話となると、インターネットバンキングで、本人名義の口座ではなく、他者の名義の口座を使って、最終的に海外に送金されるとともに、ボスも海外へとぶのが実態ではないかなあと思う。

そこもあるので、今回の緊急対策、資料5ページ目の3にあるとおり、被害金の追跡を行うにあたって、金融機関への照会をスピーディーに行い、お金の追跡をできるようにしてい

ないといけなと考えている。

（岩木議員）

今、特殊詐欺の話があり、大阪府の今年2月議会で提出を予定している、「大阪府安全なまちづくり条例の改正」で、金融機関において、年配の方が携帯で電話をしているだけで、ダメだという条例改正を行おうとしているが、何が言いたいかというと、大阪の場合は、信用金庫等は特殊詐欺の犯罪が皆無。メガバンクが圧倒的に多い。条例改正に向け、メガバンクの協力が得られていない。われわれ、代表質問でも、一般質問でも、委員会でもさせてもらうが、大阪府警は非常に協力的であるが、大阪府の危機管理の部署が大手銀行に対して、われわれから申し上げて、アプローチが全くすまない状況で、一番、てっとり早いのが、メインバンクが、もう少し、協力していただければよいと考えている。メガバンクはATMにポスターを貼っている程度である。今回、条例で、ATMの振込上限額を決めるが、地銀や信金は協力していただけるので、この状況は、東京でも同じような状況であるのか。

（警察庁）

メガバンクへの働きかけは、まさに警察庁とか、金融庁からやっているところである。当然、大きな銀行であるので、各地方までの浸透が確実に届いているかという意味においては、必ずしも、他の地銀と同列かどうかかわからないが、警察庁と金融庁で、まさに、こういった取組みをしっかりとやっており、メガバンクへの働きかけは、国の仕事だということで、警察庁が行っており、大阪府警で言えば、都道府県警察へお願いしているのは、地方銀行へ、働きかけをお願いしようと、警察内部においても、そういったすみ分けにおいて、やっているところである。

最近でも、ゆうちょ銀行と警察が連携して、不正な出金、特殊詐欺を疑われるような出金を認知した場合は、警察へ連絡だくさいといった提携を結んでおり、この効果が結構あり、メガバンクの方から、われわれも同じような仕組みを行いたいとの申し出があった。

われわれ警察庁としては、メガバンクに対して、働きかけを行っているところである。

（岩木議員）

これは不可能なことであったが、実際は特殊詐欺が発生しているメガバンク、これを特定して情報公開すればどうかと思ったくらい、特殊詐欺の被害の実態に地方銀行とメガバンクとの差がある。地方銀行はほぼないのが実情。それくらいのシビアな勢いで、大阪府で喧々囂々と議論しているところ。

（金城議員）

ATMで携帯を操作しながら振込を行うとしている人がいた場合、それを発見した事業者は止めないといけない、そのような条例改正を行うとしている。

努力義務であるが、地方銀行は協力いただけるが、メガバンクは、店舗も多く、ATMの台数も多いので、そこまで協力いただけないのが実情。

地方銀行や信用金庫は地域に密着しており、顧客も把握できるので、不自然な動きをしている人を発見しやすいが、メガバンクやコンビニ業界は、なかなか協力していただけない。

（富田議員）

補足になるが、振込詐欺の関係で、高齢者は、ATMをあまり使用しないので、高齢者に対

して、振込上限額を規定する条例改正を考えている。地方銀行は振込上限額を設定しているので、あまり特殊詐欺の被害はないが、メガバンクに被害が集中しているのも、この振込上限額の設定がないためと考えられるので、今般の条例改正で、この取組みが広く周知されれば、いいなあと考えているところである。

（金城議員）

メガバンクは、法人取引がほとんど。個人の取引はあまり重視していないので、メガバンクからすれば、顧客が自己管理すべきという話となり、なかなか協力いただけない。

（警察庁）

取組としては、すでに始まっていて、金融機関側においても、変なお金の動きを検知する仕組みがあり、それを検知した場合は、速やかに警察に通報するというスキームはある。

ただ、議員がおっしゃるとおり、異常を検知しても、メガバンクの店舗によっては、警察の通報へのスピード等が遅いところもあるのが実情。今、議員がお示しいただいた問題点も含め、警察庁から、メガバンクへ働きかけを行っているところ。

5. 東京都消防博物館での見学

（東京消防庁）

消防博物館は、東京消防庁の施設となる。平成4年12月に開館いたしまして、今年で34年目を迎える。先月12月に来館者200万人を突破。記念のセレモニーを行ったところ。令和5年度は来館者数は18万人で1日平均600名。

こちらの建物は10階建ての地下2階、2階部分と1回部分が、四谷消防署と合築。10階が防災ラウンジとなっている。

主な展示スペースが6階から下となっている。6階は企画展示スペースとなっておりまして、期間を設けまして、展示をしており、今の時期は、阪神大震災から30年ということで、阪神大震災を中心に、江戸時代から大きな震災に関する展示。

5階からは、おもに当館で展示している江戸の火消し。火消しが始まったのが江戸時代になるので、江戸時代から現代にかけての展示となっている。5階部分が主に江戸時代に関する展示となっている。

4階は、こちらは明治から大正にかけて機械化されたり組織化されたり、大きく消防が変わるところを展示。

3階は、こちらは、東京消防庁で使用しております装備とか、東京消防庁の政策の展示に加えて、お子様も楽しんでいただけるような展示、体験できるような展示品を3階部分で展示している。今、お子様に人気のあるヘリコプターは、リニューアル中で、本日、ご覧いただけないのが残念だが、そういったものを中心に3階部分では展示している。

1階がエントランスとなっており、初代の東京消防庁の消防ヘリコプターを展示している。

地下1階は、消防自動車の変遷ということで、過去、大正時代から昭和時代にかけての、ポンプ車であるとか、はしご車等7台展示している。

質疑応答

（富田議員）

入館は無料か。

（東京消防庁）

はい。

（岩木議員）

こられるのは、小、中のこどもたちが多いとのことか。

（東京消防庁）

はい。平日ですと、未就学児を連れのお母さまの組み合わせが一番多くなっている。

最近の特徴としては、インバウンドの影響で、外国人のお客様が非常に増えてきているというのが特徴。

（和田議員）

消防博物館は全国であまりない。大阪もないかと。

（東京消防庁）

はい。博物館は通称でして、博物館法上の博物館ではなく、正式名称は、東京消防庁の消防防災資料センターとなっている。

あと、防災館という施設が、立川、本所、池袋にあり、地震の体験であるとかができる施設となっている。

（金城議員）

合築している四谷消防署というのは、稼働している消防署ということでもいいのか。

（東京消防庁）

はい。そのとおり。災害があれば、サイレンの音も聞こえてくる。

（富田議員）

地域の方が、視察に来られるのか。

（東京消防庁）

地域の方もいらっしゃいますし、団体も来る。

（東京消防庁）

展示品は、収蔵の方も1万2千点くらいで、時期によってなかのものを定期的に入れ替えたりとかをしており、実際に展示しているのが、そのうち、400～500点くらい。

（岩木議員）

何名くらいの職員がおられるのか。

（東京消防庁）

全部で25名ほどとなっている。

では、これから、館内をご案内いたします。

（館内視察）

以上